

## 岡谷市自動販売機設置事業者募集入札実施要項

### 1. 目的

この要項は、岡谷市が定める指定場所に、行政財産使用許可を受け、清涼飲料水等の自動販売機を設置する事業者を、入札により選定するために必要な手続を定める。

### 2. 設置場所及び台数

施設名称	設置場所	台数	備考	問合せ先
諏訪広域消防岡谷消防署	食堂	1台	飲料用	岡谷消防署 0266-22-0119
岡谷太鼓道場	玄関横	1台	飲料用	商業観光課 0266-23-4811
岡谷蚕糸博物館	玄関前	1台	飲料用	ブランド推進室 0266-23-3489
市立岡谷図書館	図書館入口	1台	飲料用	市立岡谷図書館 0266-22-2031

※詳細別紙

### 3. 期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、1か年度ごと使用許可を受けるものとする。

### 4. 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 岡谷市内に本店、支店等の営業拠点を有する者若しくは岡谷市の関係施設の自動販売機設置において、管理、運営に関する実績を有する者で、トラブル時等に速やかな対応が可能であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 自動販売機管理運営業務仕様書の内容を遵守できること。

※(2)に記載の項目について警察当局に照会、確認することができますのでご承知下さい。

## 5. 入札参加の申込み

本入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより必要書類等を提出するものとする。

- (1) 受付期間：令和8年2月5日(木)～令和8年2月18日(水)  
8時30分から17時00分まで（土日・祝日は除く。）
- (2) 提出方法：持参に限る。
- (3) 提出場所：岡谷市役所 財政課管財担当（市役所車両棟 管財事務室）
- (4) 提出書類：  
市税の納税証明書、住民票（個人の場合のみ）、  
法人登記簿（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ）  
※申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。  
実績報告書  
役員等一覧
- (5) その他：入札書は、入札参加申込書と引き換えにお渡しします。
- (6) 内容に関する質問は、令和8年2月18日（水）17時までにFAXにて質問状を送付してください。質問に対する回答は、締め切り後の令和8年2月20日（金）までに全参加申込者へFAXにて送付いたします。※質問状の様式は自由問合せ先 財政課管財担当 河西 FAX 0266-23-0777

## 6. 入札の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年2月26日（木） 午前10時から
- (2) 場所：岡谷市役所6階 602会議室

## 7. 入札方法

- (1) 入札書には、市に売上手数料として収めることができる利率を記載する。ただし、最低利率は5%とし、整数単位にて記載するものとする。
- (2) 施設ごと入札を行い、入札参加資格要件を満たしているもののうち、最高利率を提示した者を設置事業者として決定する。
- (3) 参加者は、参加する施設数に応じて入札書を用意する。
- (4) 最高利率を提示した者が2者以上ある場合には、くじ引きにより設置事業者を決定するものとする。※くじ引きは辞退できません。

## 8. 落札後の事務処理

落札者（設置事業者）に決定した者は、直ちに自動販売機の設置に関する覚書を交わす。また、令和8年3月6日（金）までに、各施設へ下記書類を提出し、行政財産使用許可を

受けるものとする。

- (1) 行政財産使用許可申請書
- (2) 自動販売機の設置に関する覚書
- (3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- (4) 販売品目一覧表（施設によっては協議し決定するものとする。）

※岡谷消防署、岡谷蚕糸博物館の落札者は、設置施設、岡谷市危機管理室と協議の上、岡谷市と災害時における飲料等の供給に関して覚書を交わす必要があります。